

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3200905号
(U3200905)

(45) 発行日 平成27年11月12日(2015.11.12)

(24) 登録日 平成27年10月21日(2015.10.21)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 7 F 7/10 (2006.01) A 4 7 F 7/10

評価書の請求 未請求 請求項の数 1 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号 実願2015-4340 (U2015-4340)
 (22) 出願日 平成27年8月27日 (2015. 8. 27)

(73) 実用新案権者 000001339
 グンゼ株式会社
 京都府綾部市青野町膳所 1 番地
 (74) 代理人 100061745
 弁理士 安田 敏雄
 (74) 代理人 100120341
 弁理士 安田 幹雄
 (72) 考案者 宮城 敬
 大阪府大阪市北区梅田2丁目5-25 ハービスOSAKAオフィスタワー グンゼ株式会社内
 (72) 考案者 木下 哲也
 大阪府高槻市真上町 1 丁目 6-20-4 スリービー内

最終頁に続く

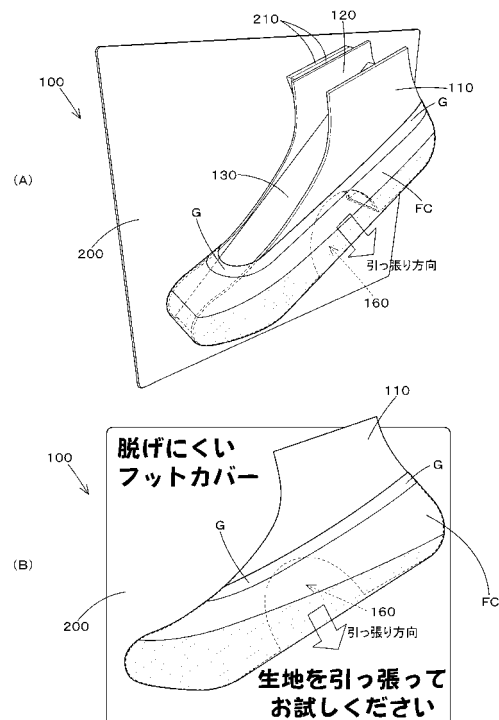
(54) 【考案の名称】 フットトルソー

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】フットカバーを陳列するトルソーにおいて、履き位置がずれたり脱げたりすることが少ないことを容易に実感することのできるフットトルソーを提供する。

【解決手段】フットトルソー 100 は、平面状の紙が立体的に組み立てられており、人の足先から踵または足首までの側面を模した左側面 110 および右側面 120 と、それらを略平行に連結する連結面（足甲側の連結面 130 と、垂直方向連結面と、水平方向第 1 連結面および水平方向第 2 連結面）とで構成される足模型が台紙 200 に貼り付けられ、フットカバー FC が被せられる。この足模型の足裏側の土踏まず近傍には、足裏側から足甲側へ向けた円弧形状の切欠部 160 が設けられ、この切欠部 160 のフットカバー FC の足裏部の生地を購入検討者が容易に摘んで引っ張ることができる。

【選択図】 図 2



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

少なくとも足裏を被覆する足装着具を陳列するためのフットルソーであって、人の足先から踵または足首までの足を模した立体的な足模型を備え、前記足模型の足裏側の土踏まず近傍に、足裏側から足甲側へ向けた切欠部が設けられた、フットルソー。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本考案は、着用するとパンプス（履き口である甲部分が大きく開いている主として婦人用の靴）の靴の内側に隠れて見えなくなるフットカバーを含む靴下類の足装着具（少なくとも足裏を被覆する足装着具）の展示、販売、販売促進等のために店頭で陳列するフットルソーに関し、特に、フットカバー等の購入検討者が歩行等の動作によっても履き位置がずれたり脱げたりすることが少ないことを容易に実感することのできるフットルソーに関する。

【0002】

なお、本考案に係るフットルソーの主たる対象はフットカバーであるが、少なくとも足裏を被覆する足装着具であればよく靴下類を含み得る。また、本考案の説明においては、このような足装着具を代表させてフットカバーを記載するが、このフットカバーは、ソックスカバー、インナーソックス、ヌードソックス、カバーソックス等と記載される場合もある。

【背景技術】**【0003】**

素足にパンプス等の靴を履くことが、ファッションとして定着している。この場合、パンプスと足裏とが直接接していると、足に発生した汗により靴の中が蒸れてしまい不快感がある。

そこで、爪先と踵を含む足底とを被覆するとともに足甲および足首を露出するフットカバーであって、着用時にパンプスから露出することのないよう履き口が大きくカットされた薄手のフットカバーが提案されている。このフットカバーを着用してパンプスを履けば、外観上、素足にパンプスを履いているように見え、足裏とパンプスとの間にはフットカバーが介しているため、汗によって靴の中が蒸れてしまうことを防止することができる。

【0004】

このようなフットカバーはパンプスから露出しないよう履き口が大きくカットされているため、歩行中の摩擦等によって履き位置がずれたり、脱げたりすることがある。一方、履き口を小さくしてしまうとパンプスから露出してしまふ。このような問題点に鑑みて様々なフットカバーが開発されて、フットカバーがパッケージに内包されて容易に開封できないように展示されて（衛生上の問題から試着を認めないため）、百貨店、洋品店、量販店等において販売されている。

【0005】

ところで、従来から、百貨店、洋品店、量販店等において、上半身衣類および下半身衣類（タイツやパンティストッキング等の足被覆衣類およびフットカバー等の靴下類の足装着具を含む）その他の衣料品を販売するにあたっては、立体的な人体形状のマネキンにこれらの衣類を着せて陳列したり、一部の人体形状を模したトルソー（腕、顔および下半身がない上半身だけのボディトルソー、上半身がない下半身だけのレッグトルソー）に衣類を着せて陳列したりしている。

【0006】

これらのマネキンおよびトルソーは、高価な金型を用いてプラスチック等を成型することにより立体的な人体形状を模して製造されており、高価であるという問題および使用後の廃棄処理の問題がある。また、マネキンでの陳列は、広いスペースが必要であり、売場面積の広い店舗では有効であるが、売場面積の小さい店舗ではマネキンを陳列することが

難しい問題がある。この点ではマネキンよりもトルソーが好ましい。その一方、マネキンおよびポディトルソーを使用しない場合には、洋服用ハンガーに上半身衣類を掛けて販売することになるが、このような洋服用ハンガーでは膨らみが出ないため、マネキンおよびポディトルソーのように上半身衣類のシルエットを綺麗に出すことができず、見栄えが悪い問題がある。

【0007】

このような問題に対して、実用新案登録第3121250号公報（特許文献1）は、洋服用ハンガーを用いた陳列であっても、上半身衣類服の形状を綺麗に見せることができ、不使用時でも邪魔にならない紙製の衣服陳列用ポディトルソーを開示する。

この紙製の衣服陳列用ポディトルソーは、隅部を面取りした段ボール、板紙、合成紙などの横長矩形形状のシート本体、該シート本体の中央部より上方（長辺側）に偏って洋服用ハンガーの首部挿通用の透孔を設け、該透孔を挟んで長手方向（短辺側）に洋服用ハンガーの肩部支持用のコ字状長孔を設け、該コ字状長孔の側縁部を長辺方向に折り込み可能に山折り線を形成するとともに前記コ字状長孔の中心線部付近よりシート本体を二つ折りして、シート本体を前身頃部と後身頃部とに形成したことを特徴とする。

【0008】

この紙製の衣服陳列用ポディトルソーによると、該ハンガー肩部支持片により前身頃と後身頃は外方向に押圧されスカートを開いた状態に広がるので、その状態で衣服を被せると衣服に膨らみが生じ、従来のポディトルソーと同様に立体的に見せることができるので、単に洋服用ハンガーに掛けたものに比べて宣伝効果を上げることができる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0009】

【特許文献1】実用新案登録第3121250号公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0010】

しかしながら、この特許文献1に開示された紙製の衣服陳列用ポディトルソーは、上半身衣類のみに適用できるものでしかなく、下半身用衣類（特に足装着具）に対して適用できるものではない。

さらに、下半身衣類、特にフットカバーを含む靴下類の足装着具については、従来のマネキンおよび足装着具用のトルソーを使用したとしても、さらに特許文献1に開示された紙製のトルソーで足装着具用のトルソーを実現できて使用したとしても、衛生上の問題から試着が困難で、歩行中の摩擦等によって履き位置がずれたり、脱げたりすることがあるフットカバーの場合、フットカバーの購入検討者が、履き位置がずれたり脱げたりすることが少ないことを容易に実感することができない。

【0011】

本考案は、従来技術の上述の問題点に鑑みて開発されたものであり、その目的とするところは、フットカバーを含む靴下類の足装着具の陳列に好適に用いられ、足装着具の購入検討者が歩行等の動作によっても履き位置がずれたり脱げたりすることが少ないことを容易に実感することのできるフットトルソーを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0012】

上記目的を達成するため、本考案に係るフットトルソーは以下の技術的手段を講じている。

すなわち、本考案に係るフットトルソーは、少なくとも足裏を被覆する足装着具を陳列するためのフットトルソーであって、人の足先から踵または足首までの足を模した立体的な足模型を備え、前記足模型の足裏側の土踏まず近傍に、足裏側から足甲側へ向けた切欠部が設けられたことを特徴とする。

【考案の効果】

【 0 0 1 3 】

本考案に係るフットルソーによれば、フットカバーを含む靴下類の足装着具の陳列に好適に用いられ、足装着具の購入検討者が歩行等の動作によっても履き位置がずれたり脱げたりすることが少ないことを容易に実感することができる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 1 4 】

【 図 1 】本考案の実施の形態に係るフットルソーの全体を示す斜視図 (A) および全体を示す正面図 (B) である。

【 図 2 】本考案の実施の形態に係るフットルソーの使用態様を示す斜視図 (A) および全体を示す正面図 (B) である。

10

【 考案を実施するための形態 】

【 0 0 1 5 】

以下、本考案の実施の形態に係る紙製フットルソー (以下において単にフットルソーと記載する場合がある) 1 0 0 を、図面に基づき詳しく説明する。なお、以下の説明においては、紙の素材からなる平面状のシートを立体的に組み立てたフットルソー 1 0 0 について説明するが、本考案はこれに限定されるものではなく、紙の素材を含み、プラスチックや金属等の素材からなる平面状のシートを立体的に組み立てたフットルソーであっても構わない。さらに、後述する切欠部 1 6 0 を備えれば、平面状のシートを立体的に組み立てた本実施の形態に係るフットルソーに本考案は限定されるものではなく、従来のプラスチック等で製造されたフットルソーのように金型で成形されたトルソーであつても構わない。

20

【 0 0 1 6 】

図 1 (A) に示すフットルソー 1 0 0 の全体を示す斜視図、図 1 (B) に示すフットルソー 1 0 0 の全体を示す正面図、図 2 (A) に示すフットルソー 1 0 0 の使用態様を示す斜視図、および、図 2 (B) に示すフットルソー 1 0 0 の使用態様を示す正面図を参照して、このフットルソー 1 0 0 について説明する。なお、本実施の形態に係るフットルソー 1 0 0 は、人の足先から踵または足首までの足を模した立体的な足模型を、スペーサ兼台紙取付部 2 1 0 を介して台紙 2 0 0 に貼り付けた態様を備えるが、本考案はこの態様に限定されるものではなく、台紙 2 0 0 およびスペーサ兼台紙取付部 2 1 0 を備えなくても構わない。

30

【 0 0 1 7 】

このフットルソー 1 0 0 は、少なくとも足裏を被覆する足装着具 (代表的にはフットカバー F C) を陳列するためのフットルソーであつて、人の足先から踵または足首までの足を模した立体的な足模型を備える。この足模型は、(分解図および展開図を示さないが) 平面状のシート (ここでは紙) が立体的に組み立てられており、大きくは、人の足先から踵または足首までの側面を模した左側面 1 1 0 および右側面 1 2 0 (本実施の形態において足模型は右足も左足も同じ形状としているので左右は逆の符号でも構わない) と、それらを連結する連結面とで構成されている。より詳しくは、左側面 1 1 0 と右側面 1 2 0 とは、それらを略平行に連結する複数の連結面で連結されており、これら複数の連結面として、足甲側の連結面 1 3 0 と、垂直方向連結面 1 4 0 と、水平方向第 1 連結面 1 5 0 および水平方向第 2 連結面 1 5 2 とを備える。ここでは、人の足先から踵または足首までの足を模した立体的な足模型は、人体の片方の足における左右の非対称性を考慮しないため、左側面 1 1 0 および右側面 1 2 0 は同じ形状であつて、かつ、左側面 1 1 0 と右側面 1 2 0 とが略平行に連結されているものとする。

40

【 0 0 1 8 】

なお、左側面 1 1 0 と右側面 1 2 0 とは略平行に連結されているが、略平行の範囲には、平行に連結されている態様に加えて、いずれかの方向へ向けてわずかに細くなるテーパを備えるように連結されている態様も含む。

そして、特徴的であるのは、この足模型の足裏側の土踏まず近傍に、図 1 および図 2 に示すように、足裏側から足甲側へ向けた切欠部 1 6 0 が設けられている点である。なお、

50

この切欠部 160 については、本実施の形態においては、左側面 110 および右側面 120 の両方の足裏側端面に足裏側から足甲側へ向けた大きな円弧状の切り欠きを設けることで実現しているが、左側面 110 および右側面 120 の少なくとも一方のみに切欠部 160 を設けるようにしても構わない。左側面 110 および右側面 120 の一方のみに切欠部 160 を設ける場合、左側面 110 および右側面 120 は切欠部 160 を備えるか備えないか以外は同じ形状となる。

【0019】

さらに、この切欠部 160 の形状および大きさについては、上述した大きさの円弧形状に限定されるものではないが、後述する使用方法において容易にフットカバー FC の足裏部を、購入検討者がその指先で摘んで引っ張ることができる程度の切り欠き面積および切り欠き位置を備えれば、円弧形状にも図示した大きさにも切り欠き位置にも限定されるものではない。

10

【0020】

ここで、人の足先から踵または足首までの足を模した立体的な足模型を台紙 200 に貼り付ける場合には、足模型を構成する右側面 120 をスペーサ兼台紙取付部 210 を介して右側面 120 を台紙 200 に貼り付けて、右側面 120 と台紙 200 との間に間隙ができるように構成している。これにより、フットカバー FC を容易に足模型に被せることができる。

【0021】

このような構造を備えた本実施の形態に係るフットソール 100 の使用方法について説明する。まず、フットソール 100 に足装着具であるフットカバー FC (靴下類でも構わない) を被せる。このとき、足模型が台紙 200 に貼り付けられているとしても、右側面 120 と台紙 200 との間に間隙があるのでフットカバー FC を容易に足模型に被せることができる。フットカバー FC は、開口部に履き口ゴム部 G を備えており、この履き口ゴム部 G に加えてフットカバー FC 全体の伸縮性により、歩行等の動作によっても履き位置がずれたり脱げたりすることがないように構成されている。このような歩行等の動作によっても履き位置がずれたり脱げたりすることがないことが、フットカバー FC の大きな購入動機となる。

20

【0022】

そして、図 2 に示すように、購入検討者は、フットカバー FC の足裏の生地を指先で摘んで引っ張って、足模型からフットカバー FC が履き位置がずれたり脱げたりすることがないまたは少ないことを実感する。この場合において、フットカバー FC の足裏の生地を指先で引っ張って際に、足模型は切欠部 160 を備えるので、容易に指先でフットカバー FC の足裏の生地を摘んで引っ張ることができるので、フットカバー FC の履き位置がずれたり脱げたりすることがないことを容易に実感することができる。

30

【0023】

なお、図 1 (B) および図 2 (B) に示すように、台紙 200 を備える場合には、この台紙 200 に「脱げにくいフットカバー」、「生地を引っ張ってお試ください」等の文字を表示することも好ましい。

以上のようにして、本実施の形態に係るフットソール 100 によると、フットカバーを含む靴下類の足装着具 (少なくとも足裏を被覆する足装着具) の展示、販売、販売促進等のために店頭で陳列に好適に用いられ、切欠部 160 を備えるために容易に指先で足裏の生地を摘んで引っ張ることができるので、フットカバー等の購入検討者が歩行等の動作によっても履き位置がずれたり脱げたりすることが少ないことを容易に実感することができる。

40

【0024】

なお、今回開示された実施の形態はすべての点で例示であって制限的なものではないと考えられるべきである。本考案の範囲は上記した説明ではなくて実用新案登録請求の範囲によって示され、実用新案登録請求の範囲と均等の意味および範囲内でのすべての変更が含まれることが意図される。

50

【産業上の利用可能性】

【0025】

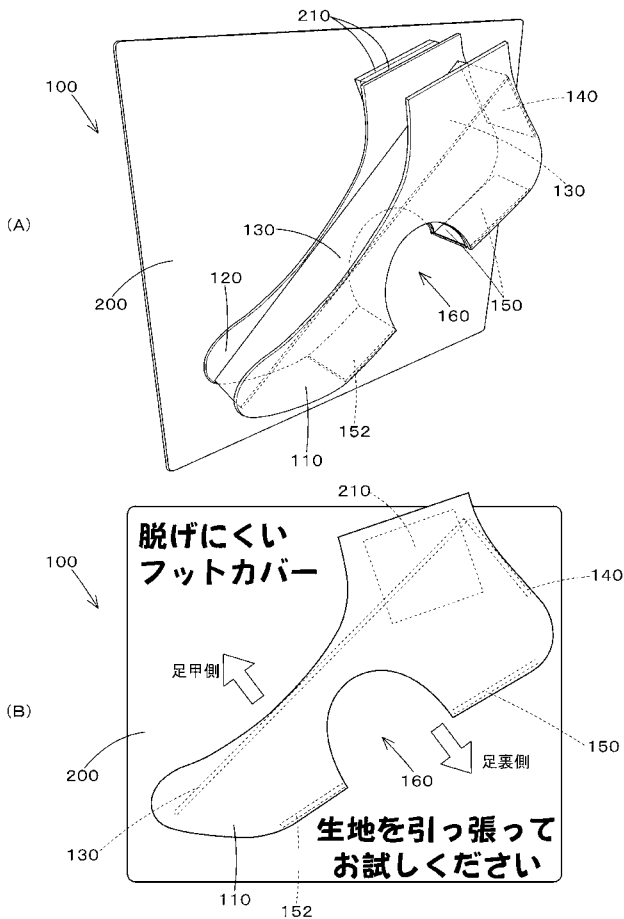
本考案は、フットカバーを含む靴下類の足装着具（少なくとも足裏を被覆する足装着具）の陳列に好適であり、フットカバー等の購入検討者が歩行等の動作によっても履き位置がずれたり脱げたりすることが少ないことを容易に実感することのできる陳列に特に好適である。

【符号の説明】

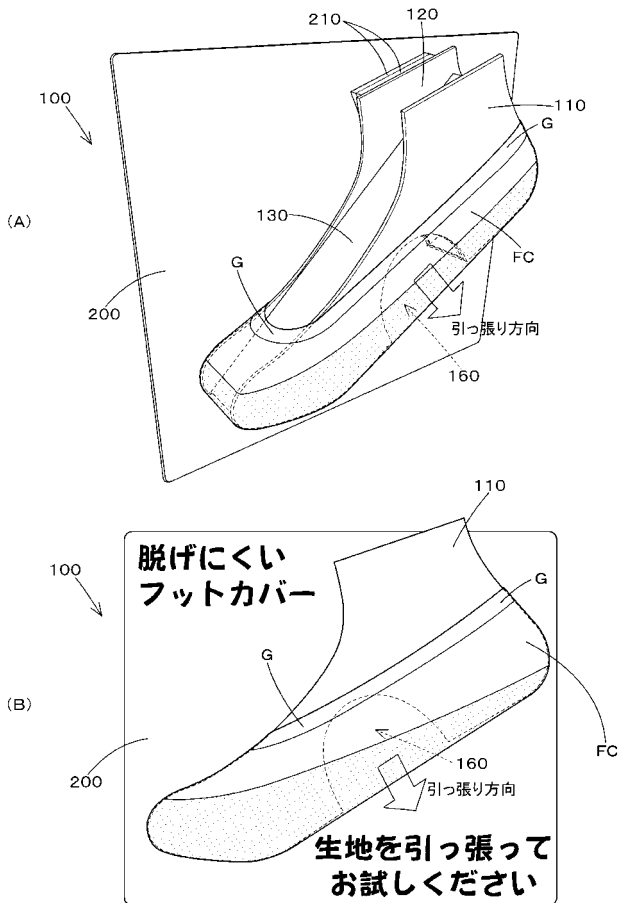
【0026】

- 100 フットルソー
- 110 左側面
- 120 右側面
- 130 連結面
- 140 垂直方向連結面
- 150、152 水平方向連結面
- 160 切欠部
- 200 台紙
- 210 スペーサ兼台紙取付部
- FC フットカバー（足装着具）
- G 履き口ゴム部（フットカバーの開口部）

【図1】



【図2】



フロントページの続き

(72)考案者 谷川 恵則

大阪府大阪市浪速区下寺1丁目2番22号 夕陽ヶ丘マンション1F 株式会社クラフトワークス
内